

# 平成27年度事務事業評価における二次政策評価の実施方針

## 1 趣 旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成27年度事務事業評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

## 2 基本的な考え方

二次政策評価に当たっては、総合計画、知事公約、「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」並びに施策評価及び平成26年度の事務事業評価の結果を踏まえ、道の事務事業の効果的かつ効率的な執行を図る視点から点検を行うとともに、「成果志向」及び「選択と集中」の視点に立った施策の重点化が図られるよう徹底した事務事業の点検、検証の上、必要な見直しを行い、今後の方向性を整理する。なお、評価結果を踏まえて、実施機関においては、事務事業の再構築を図るとともに、限られた行財政資源の有効活用により道民ニーズへの適切な対応や持続可能な行財政基盤の構築を図るものとする。

## 3 二次政策評価の対象

条例第6条の規定により実施機関が行った事務事業評価について、4の二次政策評価の視点及び方法に基づき二次政策評価を実施する。

## 4 二次政策評価の視点及び方法

### (1) 重点点検事項

事務事業について、特に次の事項について、重点的な点検・評価を実施する。

#### ア 引き続き二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況

平成26年度の事務事業評価で、平成25年度から引き続き二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況を点検する。

#### イ 「新たな視点による改善が必要」などとされた事務事業の検討状況

平成26年度の事務事業評価で、「新たな視点による改善が必要」などとして新たに二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況を点検する。

#### ウ 平成27年度施策評価における二次政策評価の実施方針に定める重点点検施策について、当該施策を構成する事務事業の有効性（施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的かなど）について点検する。

#### エ 上記以外で、特に必要と認めるもの

### (2) 二次政策評価の調整

二次政策評価の検討など必要な事項については、別に定める。

### (3) 評価調書の作成

各実施機関が作成した評価調書により二次政策評価調書（別紙様式）を作成し、これに必要な意見を付して実施機関へ通知する。

## 5 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。

## 6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果については、実施機関が所掌する政策の企画立案をはじめ、総合計画の推進、重点政策の展開に反映するとともに、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。

## 7 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、二次政策評価の結果、意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該事業の実施機関（所管部局）においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。

## 8 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況については、適時に公表する。